

4 標識の掲示

開発行為の許可を受けた者は、許可を受けた日の翌日から工事完了公告の日まで開発区域内に公衆の見やすい箇所に下図の標識を掲示してください。

なお、規模が大きき開発区域の場合は、数箇所に掲示してください。

◎開発許可標識

開発番号		第	号
開発許可標識		許可年月日	年 月 日
工事予定期間		年 月 日から	年 月 日まで
開発区域に含まれる地域の名称			
開発区域の面積			
許可を受けた者の住所・氏名			
工事施工者の住所・氏名			
設計者氏名			
工事現場管理者の氏名	連絡場所	TEL	
この開発行為について、詳細な内容を知りたい方は、墨田区に備えてある開発登録簿をご覧ください。			

80
cm

90cm